

第六管区海上保安本部公示第42号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和3年8月16日

第六管区海上保安本部長

高杉 典弘

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所
住所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-28
名称 第六管区海上保安本部
住所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 福山港（付図のとおり）
期間 令和3年 9月 1日から
令和3年10月 8日までのうち 1日

3 水路測量の実施方法

スワス音響測深機及び単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる
- (2) 六管区水路通報第32号（令和3年8月20日発行）により周知



